平成 14 年度 第 1 回宇都宮市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会議事録

日時:平成14年6月24日(月)

午前10時~午後0時

場所:市役所14B会議室

出席者

審議会委員:麦倉分科会長、外口職務代理者、伊達、寺内、真壁、加藤、名村委員

事務局:高齡障害福祉課 岡地課長、手塚課長補佐、大音企画係長、山中

保健予防課 縄課長、小林精神保健難病係長

議事

- 1 開会 大音係長
- 2 あいさつ 麦倉会長
- 3 委員紹介 大音係長
- 4 議事
- (1)「宇都宮市障害者福祉プラン」の改定について 手塚補佐 資料に基づき説明

質疑応答

伊達委員 資料に使用されている「進展」という表現はどうかと思う。

「進展」という表現は肯定的な意味合いを持ってしまうが、非常に大切な 部分だと思う。

手塚補佐 「増加」という表現がふさわしいという感じがする。

伊達委員 数字でとらえるならば、「増加」か。

麦倉会長 「進展」では、今後の展望が開けていくイメージになってしまうので、ど うかと思う。

伊達委員 「進行」ぐらいでしょうか。

麦倉会長 「高齢化」については、障害を持つ人が単純に一つずつ年齢を重ねるということと、高齢者の障害者が新たに増加するということもある。

「進展」の表記については、「増加」・「進行」など配慮していただきたい。

(2)プラン改定に係る課題の整理について

手塚補佐 資料に基づき説明

質疑応答

加藤委員 重度障害者医療費助成については、償還払いであり、不便で利用しづらい。 医療機関の窓口に何度も行くことになるので、簡単に利用できるようにし てほしい。

岡地課長 国の方針のなかで、医療費の抑制があげられており、それとの関係もあると思うが、現物給付を実施すると、ペナルティーがあり、市としてペナルティーを受けるとなると2~3億の影響がある。

課題としては認識しているが、一市町村の課題としての整理は困難であり、県へ要望を出している。

全体のなかでペナルティーが解除されるかどうかが課題。

(郵送での受付など)手続きの効率化だけでは不便があるのは現実だと思う。

伊達委員 県への要望は続けていただきたい。

加藤委員 他県では窓口給付をやっているところもある。 栃木県は遅れているということになる。

岡地課長 群馬県はやっている。 西方町は現物給付を行い、県の補助を切られた。

伊達委員 乳幼児健診については、今年の一月に調査をやった。

宇都宮市民からの声としては、兄弟がいるときに大変であることや、時間が限定されていることから、午前と午後から選択できるようにしてほしい、お昼寝の時間にあたることから子供がグズると情緒障害を疑われるといったものがあった。

こうした声に配慮していただきたい。

小林係長 現場のスタッフでもそういう意見はあった。 医者の関係で午後の健診となってしまっている。

伊達委員 改善できないなら、保育士が加わって健診をやるといいかと思う。

小林係長 13年度から保育士を配置するなど、充実している。

伊達委員 健診を受けやすい体制の整備をお願いしたい。

伊達委員 障害児保育をどこでもできるようにしてほしい。

知的障害者の母親と話をしたときに、審査会の回数が少ないということで あった。

年2回では、早期療育には対応できない。

宇都宮市で障害児保育を受けることができず、夫が単身赴任している足立 区へ転居した母親もいる。

早期療育の部分で保育園が担う部分は大きい。

審査会の開催を増やしてほしい。

外口委員 創作型のデイサービスとはどういうものか。

岡地課長 陶芸や書道・絵画など趣味や生きがいを追及するもの。

人気があり、抽選をせざるを得ない状況にあることから、定員を増やしていきたい。

名村委員 精神障害者については、アンケートで在宅指向が強いが、家族サイドとしては、受け入れる環境が整わない、周囲の偏見が強い、ということで、グループホームや作業所へ行くことになる。

また、触法精神障害者についても触れるべき。

すべての精神障害者が危険なわけではないのに、危険視され、精神障害者 の人権を侵害するものであり、非常に状況が不利である。

こういう偏見を防ぎ、人権を守るようにしていただきたい。

法改正の目的は何なのか。

小林係長 精神障害者については、5年ごとの法律改正が予定されており、平成5年 の障害者基本法の改正による、障害者としての位置づけ、平成7年の精神 保健法から精神保健福祉法への改正、そして平成11年の一部改正となっ ている。

精神障害者居宅生活支援事業としてホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホームなど在宅福祉が市の事業として位置づけられた。

麦倉会長 施設から在宅への流れの中で、周囲の理解は必要である。

ハードだけではなく、ソフトもやっていかなくてはならない。

学校のバリアフリーのところで、車いすトイレがあるが、車いすトイレまではなくても、洋式化はやってほしい。

岡地課長 洋式トイレは全校に設置済である。

名村委員 精神障害者の就労については、小規模作業所にも今は 400 万、授産施設もできており、飛躍的に伸びてはいる。

しかし、社会防衛意識として、職業的・社会的制約を受けて、「生きろ」 といわれても生きられない。

人権まで奪っていいのか、と思う。

人権・人格を保護することを考えていただきたい。

社会の許容範囲を広げて、しっかり認識していただきたい。

法改正により、精神保健福祉士が各家庭に行って観察することになるが、まずは地域で生活できる条件作りが必要である。

麦倉会長 (6ページ目の最下段の)表現は、「危害を加えると危ない」と誤解を与える危険もある。他の委員の方はどう思われるか。

寺内委員 わたしも引っかかる。

今、よく相談に乗り、アドバイスを与えている方がいるが、やはり好ましくない。

食事をあまり摂らないようで、栄養面で問題がある。

薬を飲んでいるが強いらしい。

やはりこれを見ていると、ことばを考えてほしい。

名村委員 安心の裏に危険の匂いがする。

麦倉会長 あとで考えてください。

伊達委員 当事者にとってよりよい環境づくりだろう。

小林係長 触法精神障害者については、触法になる者と法を犯していない者について、触法の者については別の扱いにしようという流れになっている。 ここで書いているのは、精神障害者皆が怖い存在ではなく、薬を飲むことで生活できるということ。

> 地域も精神障害者を理解していこう、理解のなかで精神障害者も安心して 生活できるという意味であった。

麦倉会長 審議会としては、「安心」ということばを使うことが「危険である」と捉えられる危険性があると考えているということ。 誤解を与えない表記方法を考えてほしい。

伊達委員どちらの立場に立つかの問題である。

真壁委員「活用」というのは行政用語ではないか。

NPO に関して「活用」という用語を使用したときに好ましくないということで「連携」という言葉を使用したことがある。

「活用」はやめていただきたい。

4ページ目の卒業生の実数と授産施設の設置促進の関係で、今後は具体的な数値を表現してほしい。

バリアフリーについては、西消防署にオストメイト用のトイレを設置したが、駅舎等へ積極的に設置してほしい。

今後、どのように取り組んでいくか。

岡地課長 授産施設の具体的な目標は、今後、分析し、提案していきたい。

「活用」は失礼な言い方であり、「活躍できる場所の確保」等の表現にしたい。

また、オストメイト用のトイレは、市役所にも設置している。

JR宇都宮駅には簡易な方式のものが設置されている。

伊達委員 学校教育については、総合的な学習の時間はかなりの部分を占めている。 たまたま、実際にやっているところを見たが、何百人の生徒を相手に先生 がマニュアル片手にやっていて、意味がないものであった。

実際の障害者の体験を聞くなどの仕組みを作るといいと思う。

福祉の学校への導入をやってほしい。

加藤委員 「授業だからやっている」という面もある。

地域住民として一緒に生きているという認識がない。

伊達委員 そうでないと、障害者が特殊な人になってしまう。

名村委員 精神障害者も働きたがっているが、場所がない。 市で率先して雇用を位置づけてほしい。

麦倉会長 今後の問題として対応していただきたい。

具体的なものを出してほしい。

真壁委員 学校のバリアフリーについては、今後の計画を出してほしい。 障害者と接することで福祉の心も育まれると思う。

麦倉会長 障害者とつきあう機会が減ってきている。

伊達委員 今は、特殊学校があるために、障害を知らない状況になっている。

加藤委員 バリアフリーならハードよりソフトを充実してほしい。